

## 「e-Tax」で簡単便利に確定申告

町は、新型コロナウイルス感染症防止、申告会場の混雑解消および申告者の皆さんの利便性向上を図るため、e-Tax（国税電子申告・納税システム）による申告を推奨しています。

### ◇申告書の作成・送信は自宅で国税庁 HP から

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー（<https://www.keisan.nta.go.jp>）」では、確定申告期間中は24時間いつでも申告できます。さらに、e-Taxであれば早期還付されます。スマートフォンを利用したe-Taxでの確定申告にご協力ください。



国税庁ホームページはこちら

### ◇令和3年分(令和4年1月以降)からはさらに便利！

■ICカードリーダーライタなしでe-Tax

パソコン画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読み取り対応）で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます。

### ■スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。

### ■マイナンバーカードの取得

スマートフォンを利用した申告には、マイナンバーカード（署名用電子証明書あり）方式による申告が便利です。マイナンバーカードをまだ取得していない人は早めの取得をお願いします。

☎ 税務課（内線 2114、2117）

## 冬の交通事故防止県民運動

運動期間 12月15日(水)～24日(金)

スローガン

「ゆとりある 心と車間の ディスタンス」

運動の重点

- 1 冬道用タイヤ装着の徹底
- 2 高齢者と冬休み中の子どもの交通事故防止
- 3 スピードダウンの徹底
- 4 飲酒運転の根絶

飲酒運転の罰則	酒酔い運転	酒気帯び運転
・飲酒運転をした人 ・車両を提供した人	5年以下の懲役 または100万円以下の罰金	3年以下の懲役 または50万円以下の罰金
・酒類を提供した人 ・飲酒運転を知りながら車両に同乗した人	3年以下の懲役 または50万円以下の罰金	2年以下の懲役 または30万円以下の罰金

### ～飲酒運転は危険・悪質な犯罪です～

飲酒運転は、重大事故につながる危険性が非常に高く、自分だけでなく家族や周囲の人の人生を狂わせる危険な犯罪で、運転免許の取り消し、罰金などの処分を受けます。一人ひとりが強い意志を持ち、家庭や職場でも「飲酒運転をしない、させない」環境をつくり、飲酒運転を根絶しましょう。

☎ 生活環境課（内線 2136）

## 償却資産の申告を忘れずに！

償却資産は、地方税法第383条の規定により、事業を行っている個人・法人が毎年1月1日現在において町内に所在する所有資産を申告することとされています。例年申告をしている事業者には申告案内を送付していますので、ご確認ください。

■対象者 製造業、建設業、飲食業、開業医、農業などを営み、事業用償却資産を所有している個人・法人

▶申告案内が届かない人でも該当すると思われる場合は、問い合わせください。

▶太陽光発電（10キロワット以上）により事業を行っている場合も申告の対象となります。

■申告期限 令和4年1月31日(月)

※地方税ポータルシステム（eLTAX）による申告可能。

■その他 法人税や所得税の申告をしていますが、償却資産の申告は別途必要です。申告漏れが発見された場合、当年だけでなく過去にさかのぼって課税される場合があります。

☎ 税務課（内線 2115）

## 新型コロナウイルス感染症

# ワクチン接種のお知らせ

ワクチンは  
**無料**  
で接種できます

## 新型コロナワクチン接種状況について（12月3日現在）

年代	対象者数	1回目接種	2回目接種
65歳以上	4,742人	4,592人 (96.8%)	4,547人 (95.9%)
50～64歳	2,905人	2,701人 (93.0%)	2,679人 (92.2%)
35～49歳	3,020人	2,659人 (88.0%)	2,617人 (86.7%)
16～34歳	2,895人	2,429人 (83.9%)	2,370人 (81.9%)
12～15歳	556人	387人 (69.6%)	337人 (60.6%)
合計	14,118人	12,768人 (90.4%)	12,550人 (88.9%)

## 12歳以上のワクチン未接種の人へ

国から新型コロナワクチン接種の実施期間は令和4年9月30日(金)までと示されたことから、町は引き続き12歳以上のワクチン未接種の人の接種予約を受け付けます。

### ■予約先 新型コロナウィルスワクチン問い合わせセンター（コールセンター）

☎ 0120-800-417（受付時間：平日午前9時30分～午後4時）

※午前中は、電話がつながりにくい時間帯があります。時間をおいて、お掛け直してください。

## 追加接種（3回目接種）に関する今後の見通し

12月より新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）を開始します。対象者には順次、「接種券一体型予診票」を発送します。

▶新型コロナワクチンの追加接種は、2回目接種日から原則8カ月以上が経過した18歳以上の人を対象に行います。

▶追加接種で使用する接種券は、1～2回目の接種券と異なり、予診票と一体になっています。

### ■追加接種用接種券発送スケジュール（予定）

2回目接種を完了した月	接種券一体型予診票の発送時期（予定）	追加接種の実施予定月
令和3年3月	11月22日(月)	12月～令和4年1月
令和3年4月	12月22日(水)	12月～令和4年1月
令和3年5月	12月22日(水)	令和4年1月～2月
令和3年6月	令和4年1月28日(金)	令和4年2月～3月
令和3年7月	令和4年2月中旬	令和4年3月～4月
令和3年8月	令和4年3月中旬	令和4年4月～5月
令和3年9月	令和4年4月中旬	令和4年5月～6月
令和3年10月	令和4年5月中旬	令和4年6月～7月
令和3年11月	令和4年6月中旬	令和4年7月～8月

※上記予定は現時点のものです。国によるワクチンの供給状況等により変更される場合があります。